



市長インタビュー

個人情報保護を最優先に業務を行っています

●住基ネットの新たなサービスが始まりますが、どのようなメリットがあるのですか？

高橋市長 市民の皆さんの利便性向上と行政の効率化に寄与するため、昨年8月に住基ネットが稼働しました。

現在、パスポート申請など国や県に対する一部の申請が、住基ネットを利用することで住民票の添付の省略が可能となっています。今後、国民年金や厚生年金の手続きを行う際にも住基ネットが利用され、市民の皆さんの利便性向上に役立つものと考えています。

さらに、8月25日から住基カードの交付が始まります。市が交付する身分証明書として、写真付きの住基カードの活用が期待されています。また、同時に開始する住民票の写しの広域交付などのサービスは、市外に通勤・通学されている市民の皆さんにとって、とても便利なサービスです。

●個人情報保護対策はどのようにしていますか？

市長 個人情報の取り扱いについて、市では平成13年に「所沢市個人情報保護条例」を制定し、すべての分野で個人情報の保護に配慮した業務を行っています。

住基ネットの運用は、「所沢市情報公開・個人情報保護審議会」の意見を伺いながら個人情報保護を最優先に、制度面・技術面・運用面から万全な対策を講じています。

なお、個人情報の保護に重大な問題が発生した場合は、同ネットからの切断を含めた措置を速やかに講じます。

今後も住基ネットの運用にあたっては、職員に対して定期的に研修を行い、個人情報保護に対する意識をさらに高めてまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

～住基ネットQ & A～

【住基カードについて】

Q: カードの様式によって利用できるサービスに差はありますか？

A: 住民票の広域交付・転出入の特例等のサービスにおける差はありません。

Q: 市外へ転出しても、住基カードはそのまま使えますか？

A: 市外へ転出すると、転出入の特例を除き住基カードは使えません。転入先の市区町村で新たに申請していただくこととなります。

【広域交付について】

Q: 広域交付の住民票を申請するには、住基カードが必要ですか？

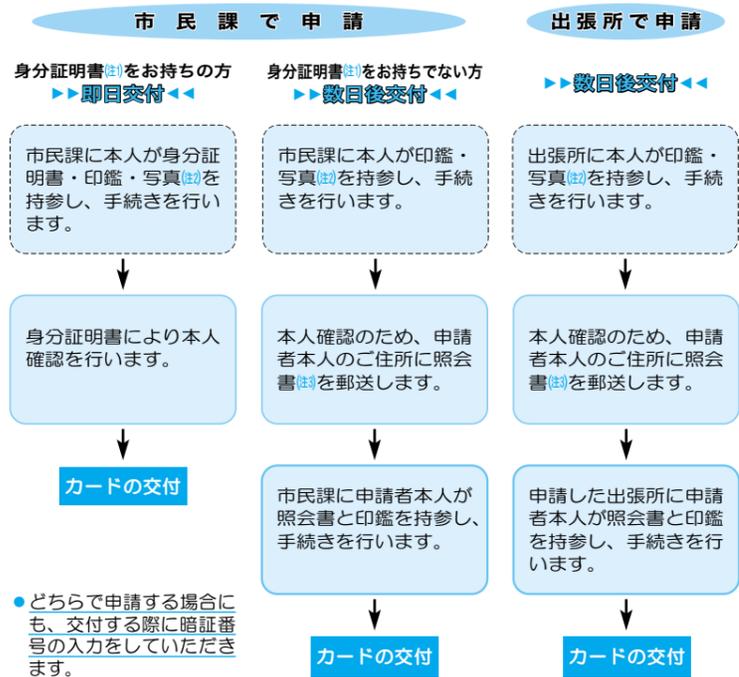
A: 運転免許証・パスポート等、官公署交付の顔写真付き身分証明書をお持ちの方は住基カードがなくても申請できます。

Q: 戸籍謄抄本も本籍地以外で申請できるようになりますか？

A: 戸籍謄抄本は、今までどおり本籍地へ申請していただきます。

サービスの向上と 個人情報の保護に努めます

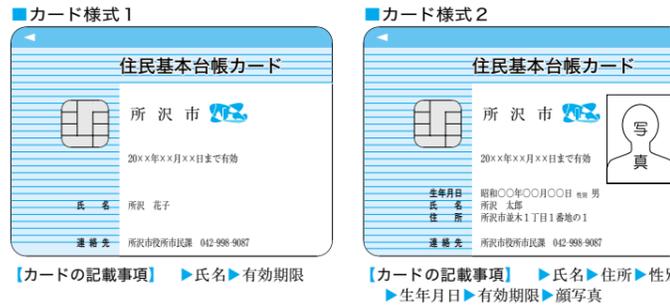
図1 申請から交付までの手続きの流れ



●どちらで申請する場合にも、交付する際に暗証番号の入力をしていただきます。

【注1】 官公署交付の顔写真付き身分証明書（運転免許証・パスポート等）
 【注2】 カード様式2のカードを希望される方のみ、お持ちください。6か月以内に撮影した無帽、無背景で縦4.5cm×横3.5cm程度のものを白黒・カラーは問いません。
 【注3】 通常、1回目に来庁された日の3～4日後にご自宅に郵送します。

希望される方に住基カードを交付します



住基カードとは

住基ネットの新たなサービスとして住基カードを交付します。このカードは、希望される方に交付するもので、高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用しています。カードには上図のとおり表面の記載事項の異なる2種類のカードがあります。申請時に、どちらか一方を選択していただけます。

- 交付手数料…どちらのカードを選んでも500円です。
- 有効期間…カードを作成した日から10年間です。
- 住基カードで利用できるサービスは…住基カードは、住民票の写しの広域交付・転出入の特例に利用できます。また、顔写真のついたカード様式2のカードは、公的身分証明書として活用できます。
- 住基カードを持たなくても、住所地での住民票の写しの交付や転出入の届け出等、今までどおりのサービスが受けられます。

住民基本台帳法に基づき、平成14年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）の一次サービスが開始されました。さらに、平成15年8月25日から、住民基本台帳カード（以下「住基カード」）の交付や住民票の写しの広域交付等、新たなサービスが始まります。今回は、このシステムの概要についてお知らせします。お問い合わせ先 市民課（☎998-9087・FAX995-3190）



8月25日

住基ネットがさらに便利になります

住民基本台帳ネットワークシステム

住基ネットとは

住基ネットは、行政サービスの基礎となっている各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報により、全国共通の本人確認を行うためのシステムです。

新たなサービス

▼住基カードの交付
▼住民票の写しの広域交付
▼転出入の特例

住基カードの交付申請手続きが始まります

住基カードの交付申請手続きは、厳格な本人確認を行います。市民課窓口へ申請する方は、官公署交付の顔写真付き身分証明書（運転免許証・パスポート等）をお持ちいただければ、即日交付が可能です。お持ちでない方や出張所へ申請する方は、カードの交付が、数日後となります。

用語説明

- ※1 住民基本台帳とは…住所・氏名・生年月日・性別等、法律で定められた事項を記載したものが住民票で、それらをまとめたものが住民基本台帳です。
- ※2 ICカードとは…半導体集積回路を埋め込み、情報を記録できるようにしたカードです。データの暗号化も可能なため偽造にも強く、安全性が非常に優れています。
- ※3 暗証番号とは…住基カードを利用する際に権限がある人かどうかを確認するために入力する数字のことです。
- ※4 住民票コードとは…住民票に記載された無作為の11桁の番号で、住基ネットからの本人確認を正確に行うために必要不可欠なものです。



私のように市外に勤務するものにとって、自分の住民票がどこでも取れるようになることは、以前からの希望でした。また、住基ネットの導入で、将来インターネットによる届け出や申請ができるようになれば、市役所の手続きが簡素化され、さらに便利になると思います。その一方で、個人情報の流出が心配です。個人情報の保護については、万全な体制で取り組まれるよう希望します。



住基ネットは、個人の基本情報を利用したサービスですね。今後、ところバスや市の施設などのサービスを利用するときにも、このカードで煩雑な手続きなどが省略できるようになるといいですね。市独自の利用方法も研究していたきたいと思います。便利になる一方で、悪質な犯罪が多い昨今、個人情報の悪用が心配です。各種手続きに際しては、本人の意思の確認をはじめ、内容の審査なども厳密にお願いしたいものです。

住基カードのセキュリティ機能

住基カードは個人情報を守るために、次のような機能が施されています。

- 暗証番号によって本人確認を行います。
- 異なる暗証番号を3回入力するとカードの機能は一時的に停止します。
- システムの利用に際しては、住基カードとシステムの相互認証を行い、相互に正当性を確認します。カードに設定されているシステム以外からアクセスすることはできません。
- 住基カードの内部の情報が不正に読み出されない対策が施されています。
- 盗難・紛失したときには、電話などでご連絡いただければ、一時的にカードの機能を停止することが出来ます。
- 住基カードの内部に記録される個人情報には住民票コードのみに限定されています。

住基ネットは、今回開始されるサービスにより、市民の皆さんの利便性向上に欠かすことの出来ないシステムになっていきます。その運用には個人情報保護が今まで以上に重要となります。市では、引き続き個人情報保護を最優先とし、慎重に運用を行います。